外来種からの 被害を防ぐために

現在、日本の野外に生息している外国起源の生物は、分かっている だけでも2,000種類以上といわれています。私たち一人一人が外来 種について知り、被害を拡大させないよう努め、自然環境や在来種の 命を守りましょう。

外来種被害予防三原則

「入れない」

悪影響を及ぼす恐れのある外来種を、

オオクチバスやコグチバスは釣り魚と

するために日本で放流されましたが、餌

となる在来の魚を激減させる例が各地

で確認されています。悪影響を及ぼすこ

とが予想される外来種は法律で持ち込

むことが規制されていますが、そうでな

い外来種であっても予想外の悪影響が

あるかもしれません。むやみに外来種を

入れることはやめましょう。

自然分布域から非分布域へ入れないこ



飼育・栽培している外来種を適切に管 理し、捨てないことが大切です。

「捨てない」

ミドリガメはかつて縁日などで見掛け たかわいらしいカメですが、正確には「ア カミミガメ」といいます。成長すると甲羅 が30センチメートルを超えることもあ り、数十年生きることもあります。池や川 でも見掛けますが、本来日本にいないカ メで、飼いきれず捨てられたものが繁殖 したと考えられています。動物を飼うと きは、最後まで責任をもって飼い、途中 で野外に放たないようにしましょう。

「拡げないし



野外にいる外来種を他地域に広げな いことが大切です。

強い毒を持つセアカゴケグモは、本来 オーストラリア原産ですが、既に西日本 で繁殖しています。また、車に紛れ込ん だものが運ばれ、日本各地で発見されま した。野外で生息・生育し、繁殖してし まっている場合は、人間が運ばないよう に注意をし、今生息・生育している場所 から広げないようにしましょう。

取り組み

とが大切です。

出前講座 「STOP!クビアカツヤカミキリ)

行田市まちづくり講座の一つである「STOP! クビアカツヤカミキリ」では、環境課職員がク ビアカツヤカミキリの生態を説明し、効果的な 防除について解説します。利用方法など詳しく は市ホームページをご覧ください。





アライグマ捕獲のため 捕獲器を貸し出します

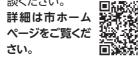
▶期間 水曜日に貸し出し、2週 間後の火曜日に返却

▶その他

捕獲器

市へ相談

- 餌(果物など)は依頼者にご用 意いただきます。
- アライグマ以外の動物(ハク ビシン、タヌキなど) は市では 捕獲ができないため、埼玉県 ペストコントロール協会 (048-854-2890)にご相 談ください。





被害の拡大を抑えるためには皆さんの協力が必要です

アライグマ



埼玉県環境科学国際センター 研究推進室 副室長 三輪 誠さん

埼玉県環境科学国際センター(加須市上 種足914)では、特定外来生物に関する情報 の収集や調査などを行い、皆さんへ情報発信 をしています。県内では、特にアライグマとク ビアカツヤカミキリが猛威を振るっており、警 戒が必要です。

クビアカツヤカミキリの防除については、 現在、被害を受けた樹木への農薬処理や成 虫拡散防止用ネットの巻き付けといった対処 療法的な方法が主流となっています。しかし、 これからは飛んで拡散する成虫を防除し、被 害のさらなる拡大を抑える予防的な対策も 必要です。そのためには、成虫の捕殺など皆 さんの協力が不可欠です。クビアカツヤカミ キリの成虫や被害を見つけたら、市(環境課) にお知らせください。

アライグマについては、空き家をすみかに するケースが多く見られます。空き家を所有 されている方はぜひ適正な管理をお願いしま す。また、アライグマの餌になってしまうの で、庭にミカン、柿、ビワなどの果実を収穫し ないまま放置したり、廃棄する農作物を畑に 放置したりしないようにしましょう。

いずれにしても、一人一人が「外来種被害 予防三原則」を守り被害拡大防止に努めるこ とが大切です。

0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.





外来種に関する





特定外来生物を見つけたら どうすればよいの

見つけた特定外来生物を生 きたまま許可なく運搬できな いことから、不用意に捕まえ ず、まずはその場所の管理者 や環境課にご相談ください。



questio,

外来種を釣ってもよいの

外来種(特定外来生物を含む)を釣ることに 問題はありませんが、他の場所で放さないでく ださい。また特定外来生物は、持って帰って飼う ことが禁止されています。

釣った特定外来生物をその場で放す[キャッ チ・アンド・リリース」や、その場で締めた上で持 ち帰って食べること







ペットとして飼っている特定外 来生物を繁殖させてよいの

外来種を特定外来生物として規制される前 から飼っていて、国から許可を受けた場合は、規 制後も飼い続けることができます。しかし、その 個体しか飼うことができず、繁殖させることは できません。

見つけた特定外来生物を 駆除してもよいの

特定外来生物の駆除は、鳥獣保護管理法で 規制されている哺乳類と鳥類を除いて、誰もが 自由に行うことができます。また、駆除に当たっ



ては生きた個体などの保 管や運搬はできないこと に注意し、できる限り生 き物に苦痛を与えない方 法をとってください。

Question

外来種を飼うことはできるの

外来種を飼うことはできますが、特定外来生 物として指定された生物を新しく飼おうとする ときは、主務大臣の許可を受けなければなりま

特定外来生物を飼うときの目的は、学術研

究、展示、教育など に限定されており、 ペットとして飼うこ とはできません。



Question

外来種は人にあげてもよいの

外来種を人にあげることはできますが、特定 外来生物として指定された生物は、国の許可な く人にあげたり、売ったり、もらったりすることが できません。ペット以外で飼育している場合は、 相手も同じ生物での許可を受けていれば、認め られる場合があります。その際は双方が、国に 届け出る必要があります。



6

外来種を飼えなくなったら どうすればよいの



外来種を野外へ逃がすことは絶対にしない でください。特に特定外来生物を逃がした場合 は、生態系などへの被害を発生させるとともに 処罰の対象となります。

外来種に限らず、生き物を飼い始めた場合 は、最後まで飼い続ける責任を持たなければな りません。このような事態に陥らないためにも、 生き物を飼い始めるときは、その生き物の寿

命、成長したときの 大きさ、生態などを 十分に調べた上で 判断してください。



